

医 感 第 825 号
令和 7 年 2 月 10 日

一般社団法人静岡県医師会会長 様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

エコーウイルス 11 型 (E-11) 感染症の実態把握について (協力依頼)

日頃から、本県の感染症対策につきまして、御理解、御協力いただき深く感謝申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

医療機関から暫定症例定義を満たす症例について、「ウイルス性肝炎」又は「急性脳炎」として届出があった場合等、検体確保及び調査について医療機関に御協力をお願いしますので、各郡市医師会及び貴会会員への周知をお願いします。

【暫定症例定義 (以下の①～③の全てを満たすもの)】

①生後 3 か月以下の乳児

②重症感染症 (敗血症※、多臓器不全、心筋炎、急性肝不全、急性腎不全、血球貪食性リンパ球症、髄膜炎、播種性血管内凝固症候群 (DIC)、高フェリチン血症等) があり、全身管理目的で入院した者

※敗血症の基準を満たさない場合でも、活気不良、傾眠、チアノーゼ、無呼吸、網状皮斑、Capillary Refill Time (CRT) 延長等の症状を呈する場合は含める

③病歴、身体所見、接触歴等から重症エンテロウイルス感染症を疑う場合 (多項目遺伝子関連検査 (FilmArray®、SpotFire®等) を導入している医療機関では、エンテロウイルス/ライノウイルスが検出された場合)

なお、検査の結果、エンテロウイルス以外の重症ウイルス感染症、重症感染症と診断された場合は除外することとする。

担 当 企 画 情 報 班
電話番号 055-928-7220